

多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫に関する減災対策専門部会

規約

(名称)

第1条 この会議は、京浜河川事務所災害情報協議会規約第5条第1項に基づき設置され、「多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫に関する減災対策専門部会」（以下「専門部会」という。）を総称とし、以下の4つの部会（以下「各部会」という。）で構成する。

- ・多摩川上流部 大規模氾濫に関する減災対策専門部会
- ・多摩川下流部左岸 大規模氾濫に関する減災対策専門部会
- ・多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫に関する減災対策専門部会
- ・相模川 大規模氾濫に関する減災対策専門部会

(目的)

第2条 専門部会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、都県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的に、計画的に推進することにより、多摩川・鶴見川・相模川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(専門部会の構成)

第3条 専門部会（各部会）は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 専門部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、専門部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を専門部会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 専門部会（各部会）に幹事会を置く。

- 2 各部会における幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、専門部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については専門部会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(幹事会の実施事項)

第5条 幹事会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携している現状の減災に係わる取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、専門部会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本専門部会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 専門部会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、専門部会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を専門部会へ報告することにより公開とみなす。

(専門部会資料等の公表)

第7条 専門部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、専門部会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 専門部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 専門部会及び幹事会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所防災情報課内に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、専門部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、専門部会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 5月24日から施行する。

別表 1

<p>【多摩川上流部 大規模氾濫に関する減災対策専門部会】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 八王子市長・ 立川市長・ 青梅市長・ 昭島市長・ 日野市長・ 福生市長・ 多摩市長・ 羽村市長・ あきる野市長・ 東京都 建設局 河川部 防災課長・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長・ 気象庁 東京管区气象台 気象防災部長・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長
<p>【多摩川下流部左岸 大規模氾濫に関する減災対策専門部会】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大田区長・ 世田谷区長・ 府中市長・ 調布市長・ 国立市長・ 狛江市長・ 品川区長・ 東京都 建設局 河川部 防災課長・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長・ 気象庁 東京管区气象台 気象防災部長・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

別表1 つづき

【多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫に関する減災対策専門部会】

- ・ 稲城市長
- ・ 横浜市長
- ・ 横浜市鶴見区長
- ・ 横浜市港北区長
- ・ 横浜市都筑区長
- ・ 川崎市長
- ・ 東京都 建設局 河川部 防災課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長
- ・ 神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課長
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長
- ・ 気象庁 東京管区气象台 気象防災部長
- ・ 気象庁 横浜地方气象台長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

【相模川 大規模氾濫に関する減災対策専門部会】

- ・ 平塚市長
- ・ 藤沢市長
- ・ 茅ヶ崎市長
- ・ 寒川町長
- ・ 大磯町長
- ・ 神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課長
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長
- ・ 気象庁 横浜地方气象台長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所長

別表 2

【多摩川上流部 大規模氾濫に関する減災対策専門部会】

(幹事会)

- ・ 八王子市 生活安全部 防災課長
- ・ 立川市 市民生活部 防災課長
- ・ 青梅市 生活安全部 防災課長
- ・ 昭島市 総務部 地域防災担当課長
- ・ 日野市 総務部 防災安全課長
- ・ 福生市 総務部 安心安全まちづくり課長
- ・ 多摩市 総務部 防災安全課長
- ・ 羽村市 市民生活部 危機管理課長
- ・ あきる野市 総務部 地域防災課長
- ・ 東京都 建設局 河川部 防災課長補佐
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長代理
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長代理
- ・ 気象庁 東京管区气象台 総務部 業務課長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 副所長

【多摩川下流部左岸 大規模氾濫に関する減災対策専門部会】

(幹事会)

- ・ 大田区 総務部 災害対策担当課長
- ・ 世田谷区 危機管理室 災害対策課副参事
- ・ 府中市 行政管理部 防災危機管理課長
- ・ 調布市 総務部 総合防災安全課長補佐
- ・ 国立市 行政管理部 防災安全課長
- ・ 狛江市 総務部 危機管理担当理事兼安心安全課長
- ・ 品川区 防災まちづくり部 防災課長
- ・ 東京都 建設局 河川部 防災課長補佐
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長代理
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長代理
- ・ 気象庁 東京管区气象台 総務部 業務課長
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 副所長

別表2 つづき

【多摩川下流部右岸・鶴見川 大規模氾濫に関する減災対策専門部会】

(幹事会)

- ・ 稲城市 消防本部 防災課長
- ・ 横浜市 総務局危機管理室 緊急対策課長
- ・ 横浜市鶴見区 総務課長
- ・ 横浜市港北区 総務課長
- ・ 横浜市都筑区 総務課長
- ・ 川崎市 総務企画局 危機管理室担当課長
- ・ 東京都 建設局 河川部 防災課長補佐
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 計画調整担当課長代理
- ・ 東京都 総務局 総合防災部 防災対策課長代理
- ・ 神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課 応急対策グループリーダー
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課 防災グループリーダー
- ・ 気象庁 東京管区气象台 総務部 業務課長
- ・ 気象庁 横浜地方气象台 防災管理官
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 副所長

【相模川 大規模氾濫に関する減災対策専門部会】

(幹事会)

- ・ 平塚市 防災危機管理部 災害対策課長
- ・ 藤沢市 防災危機管理室長
- ・ 茅ヶ崎市 市民安全部 防災対策課長
- ・ 寒川町 企画政策部 危機管理課長
- ・ 大磯町 政策総務部 危機管理課長
- ・ 神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課 応急対策グループリーダー
- ・ 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課 防災グループリーダー
- ・ 気象庁 横浜地方气象台 防災管理官
- ・ 国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 副所長